

I. 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援法」は、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を行い、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に子どもの生存と発達を保証します。また、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働、役割を果たすことが必要です。

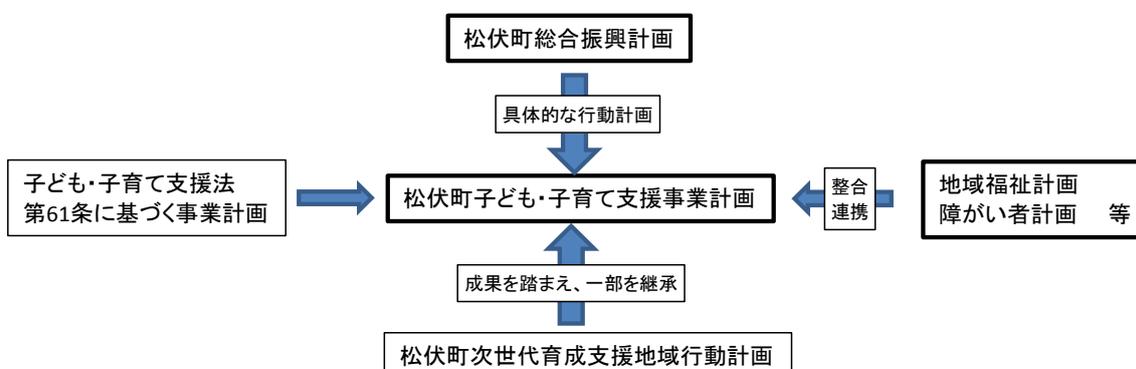
松伏町においては、『松伏町次世代育成支援地域行動計画～子どもいきいき、家族にこにこ、みんなが育つ、地域（まち）づくり～』（平成17年度～平成26年度）を策定して取り組みを進めてきましたが、本計画によって質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援のさらなる充実を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

最上位計画である総合振興計画をはじめ、地域福祉計画、障がい者計画等との調和を図ります。

また、「松伏町次世代育成支援地域行動計画」の成果を踏まえ、一部を継承します。



3. 計画の対象

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた保育機能の確保、それらの施設の利用者支援や地域子育て支援拠点などの「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図ることで、未就学児童とその家庭を支援するものです。

また、就学児童を対象とした放課後児童クラブが「地域子ども・子育て支援事業」に含まれており、学校教育との連携・接続にも配慮されます。

さらに、本計画では「松伏町次世代育成支援地域行動計画」の成果を踏まえ、一部を継承することで、子どもに対する総合的な支援計画としてまとめられます。

4. 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間とします。また、状況の変化により、必要に応じて見直します。

5. 策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「松伏町子ども・子育て支援審議会」にて委員の意見を聴取して策定します。

同審議会では、松伏町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査審議します。

■調査審議の内容

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときに関する事項を処理すること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

[参考] 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

